十三　看護補助加算の施設基準

(1)　看護補助加算1の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　十三対一入院基本料（看護必要度の基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟に限る。）、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(2)　看護補助加算2の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

(3)　看護補助加算3の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

十四　地域加算に係る地域

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

十五から十七まで　削除

十八　離島加算に係る地域

(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

(3)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

(4)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

十九　重症者等療養環境特別加算の施設基準

(1)　常時監視を要し、随時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。

(2)　個室又は二人部屋の病床であって、療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適したものであること。

十九の二　小児療養環境特別加算に規定する基準

当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

二十　療養病棟療養環境加算の施設基準

(1)　療養病棟療養環境加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、十分な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(2)　療養病棟療養環境加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

二十の二　療養病棟療養環境改善加算の施設基準

(1)　療養病棟療養環境改善加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ホ　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

(2)　療養病棟療養環境改善加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ニ　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

二十一　診療所療養病床療養環境加算の施設基準

(1)　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2)　機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

(3)　医療法施行規則第二十一条の二第一項及び第二項に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

二十一の二　診療所療養病床療養環境改善加算の施設基準

(1)　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

(2)　機能訓練室を有していること。

(3)　長期にわたる療養を行うにつき十分な医師及び看護師等が配置されていること。

(4)　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

二十一の三　無菌治療室管理加算の施設基準

(1)　無菌治療室管理加算1の施設基準

室内を無菌の状態に保つために十分な体制が整備されていること。

(2)　無菌治療室管理加算2の施設基準

室内を無菌の状態に保つために適切な体制が整備されていること。

二十二　重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準

(1)　皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜（ぼう）している保険医療機関であること。

(2)　重症皮膚潰瘍を有する入院患者について、皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行うこと。

(3)　重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。